別記様式第１号（第３条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

事　業　主　住　　所

氏　　名

電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

事業施行者　住　　所

氏　　名

電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第８条第１項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

１　事業の種類　　（　埋立て　・　盛土　・　堆積　・　一時堆積　）

２　事業区域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の表示 | 地目 | 面積 | 所有者住所及び氏名 |
| 大字 | 字 | 地番 | 台帳 | 現況 |
|  |  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  |  | ㎡ |  |
| 合　計　面　積 | ㎡ |  |

３　事業計画の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等の目的 | 　 |
| 土砂等の発生現場及び工事名 | 　 |
| 工期 | 年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日まで |
| １日の搬入台数及び土量 | 　トン車　　　　　台/日　　　　　㎥/日 | 総土量 | ㎥ |
| 整地用機械の種類及び台数 |  |
| 施工管理者 | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　連絡先 |

備考　精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第３条の書面を添付すること。

別記様式第２号（第３条関係）

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 埋立て　・　盛土　・　堆積　・　一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 |  |
| 事業(工事)予定期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 土砂等の発生場所の所在地 |  |
| 土砂等が発生する工事の名称等 |  |
| 搬入する土砂等の種類 |  |
| 土砂等の総搬入量 | ㎥ |
| 土砂等の最大搬入量（１日当たり） | ㎥/日 |
| １日の車両台数（１日当たり） | 台/日 |
| 使用機械の種類及び台数 |  |
| 土地の埋立て等の完了後の利用方法 |  |
| 事業（工事）概要 |  |
| 事業実施に係る生活環境の保全対策 |  |
| 事業実施に係る防災対策 |  |
| 事前説明会開催日 | 　　　　年　　月　　日（　　） |
| 事前説明会開催場所 |  |
| 事前説明会開催回数 | 回 |

備考　事業予定地の現況及び精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第５条第１項第２号の標識（別記様式第６号）の写真を添付すること。

別記様式第３号（第３条関係）

事 前 説 明 会 実 施 報 告 書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

事業主　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

土砂等による土地の埋立て等事業について、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第９条の規定により、土地所有者等に対し説明会を行いましたので、その内容について下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 埋立て　・　盛土　・　堆積　・　一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | ㎡ |
| 事前説明会等の日時 | 　　　　年　　月　　日（　　） |
| 事前説明会の場所 |  |
| 説明をした者及び説明を受けた者 | 別紙、出席者のとおり |
| 事前説明会の議事録 | 別紙のとおり |

別記様式第４号（第３条関係）

土砂等発生・処理フローシート

１　工事名及び工事の発注者等

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所（土砂発生場所） |  |
| 土砂等発生の工法 |  |
| 工事発注者・代表者氏名 | 発注者　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 |
| 住所・電話番号 | 住所　　　　　　　　　　　　　　 電話番号 |
| 土砂等の発生する期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 土砂等の発生量 | m3 |

２　元請け

|  |  |
| --- | --- |
| 元請業者 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 住所・電話番号 |  |

３　下請け（土工事）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土工事業者 | ① | ② |
| 代表者氏名 |
| 住所・電話番号 |

４　下請け（運搬）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運搬事業者 | ① | ② |
| 代表者氏名 |
| 住所・電話番号 |

５　埋立て等を施行する事業主等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 住所・電話番号(昼・夜) |  |
| 事業施行者 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 住所・電話番号(昼・夜) |  |
| 埋立て等の位置 | 精華町大字 |
| 事業の予定期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |

備考

１　下請け、孫請け等がある場合は全て記入し、契約書の写しを添付してください。

２　電話番号等は、確認の意味で問合せをすることがありますので、正確に記入してください。

３　土砂等発生現場付近の地図を添付してください。

別記様式第５号（第３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書

　　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで事前協議の申出のあった事業（埋立て・盛土・堆積・一時堆積）については、事前協議が整ったので精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第３条第３項の規定により通知します。

なお、許可申請に当たっては、別紙の指導事項を遵守してください。

別記様式第６号（第５条関係）

標　　　　識

|  |
| --- |
| 土砂等による土地の埋立て等事業計画のお知らせ |
| 事業の種類 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 |  |
| 事業（工事）予定期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで（　　日間） |
| 土砂等発生場所及び発生形態 |  |
| 土砂等の総搬入量 | ㎥ |
| 土砂等の最大搬入量（１日当たり） | ㎥ |
| 使用機械の種類及び台数 | t車　　　　　台　　　　　　　　　 ㎥ |
| 工　事　の　概　要 |
| 事業実施に係る生活環境の保全対策 |  |
| 事業実施に係る防災対策 |  |
| 事業説明会の実施日時・場所 |
| 日時 | 年　　　月　　　日（ ）　　　　時から　　　　時まで |
| 場所 |  |
| 事業主の氏名等 |  |
| 施行者の氏名等 |  |
| 上記計画についての問合せは、下記までご連絡ください。氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号担当者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 標識設置　　　　　　年　　月　　日 |

備考

　１　標識の大きさは、縦９０センチメートル以上、横９０センチメートル以上とすること。

　２　標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。

　３　標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。

　４　標識の設置に当たっては、町長と協議した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

別記様式第７号（第８条関係）

（表）

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書

年　　月　　日

　（宛先）

精華町長　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

|  |
| --- |
| 　法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名　 |

下記のとおり事業の許可を受けたいので、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１２条の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 | 詳細は別紙１のとおり |
| 事業区域の面積 | 公簿面積：　　　　　　　　　　㎡ | 詳細は別紙１のとおり |
| 実測面積：　　　　　　　　　　㎡ |
| 事業の期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 事業に用いる土砂等を発生させる者 |  |
| 事業に使用される土砂の量 | ㎥ |
| 事業が完了した場合の事業区域の構造 | 別添、図面のとおり |
| 事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画 | 別紙２のとおり |
| 施工管理者の氏名及び職名並びに施工に必要な資格等 | 氏名　　　　　　　　　　　　　職名 |
| 資格等 |
| 事業区域及びその周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置 | 別添、図面のとおり |
| 事業区域及びその周辺地域における粉じん、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染その他公害の発生を防止するための措置 | 別添、施行図面のとおり |
| 事業区域及びその周辺地域におけるいっ水防止、土砂等の流出防止その他生活環境を保全するための措置 | 別添、施行図面のとおり |

（裏）

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | ⒧　精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則という。）第３条第１項第１号から第４号まで及び第６号から第１７号までに掲げる書面⑵　事業主等及び施工管理者の住民票の写し（事業主等及び施工管理者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）⑶　施工管理者の経歴書及び規則第１１条に規定する要件を証する書類⑷　事業主と施工管理者の事業に関する契約書⑸　土地所有者等と事業主の事業に関する契約書⑹　事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人の場合にあっては、当該法人に係る印鑑登録証明書）⑺　条例第９条第２項に規定する土地所有者等の土地使用同意書（別記様式第８号）⑻　規則第６条各号に規定する事業の実施の妨げとなる権利を有する者の同意書⑼　事業に使用される土砂等の量の計算書⑽　事業に使用される土砂等の採取先での規則第１９条第１項第１号に規定する測定方法による地質分析試験結果の写し（当該事業で使用する土砂等の採取地等において、事業主以外の者が地質分析試験を行ったものを含む。）⑾　工程表⑿　誓約書（別記様式第９号）⒀　精華町暴力団排除条例に関する誓約書（別記様式第１０号）⒁　農地の転用にあっては、農地法第４条第１項又は第５条第１項に規定する許可の申請書の写し⒂　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面 |

別紙１

　土砂等による土地の埋立て等事業区域の位置及び面積等の詳細

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所在・地番 | 所有者住所及び氏名 | 地　目 | 面　積 | 都市計画法の区分・用途名 | その他法令等の指定の有無 | 備 考 |
| 台帳 | 現況 |
| 1 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 2 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 3 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 4 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 5 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 6 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 7 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 8 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 9 | 大字 |  |  |  | ㎡ |  |  |  |
| 字 |
| 番 |
| 合計面積　　　　　　　　　　　　　㎡ | 実測面積　　　　　　　　　　　　㎡ |

別紙２

　土砂等による土地の埋立て等事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 採取場所排出事業者名 | 搬 入 計 画 等 |
| 予 定 量 | 最大日数 | 搬入期間 | 搬入時間 | 土質区分 | 車両台数等 |
| 1 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 2 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 3 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 4 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 5 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 6 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 7 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 8 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 9 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 10 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 11 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 12 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 13 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 14 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |
| 15 |  |  　　㎥ |  　　日 | . 　.～. 　. | ：～： | □ 1種□ 2種□ 3種□ 採取 | 台 |

注　土質区分の欄は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１の区分を記載すること。

別記様式第８号（第８条関係）

土地使用同意書

申請予定者（事業主）　住所

　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　様

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

１　事業の計画

⒧　事業主及び事業施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並び

　に主たる事務所の所在地）

⑵　事業の種類

⑶　事業の目的

⑷　事業区域の位置

⑸　事業区域の面積

⑹　事業を行う期間

⑺　事業に用いる土砂等を発生させる者

⑻　事業に用いる土砂等の発生場所

⑼　事業に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ

⑽　事業の施行に関する計画

⑾　事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止に関する計画

⑿　土砂等の搬入出経路

⒀　土地所有者等に関する事項（別紙のとおり）

２　条例第３２条による同意所有者等の義務

３　条例第３３条による同意所有者等に対する勧告

私、　　　　は、申請予定者（事業主）から上記の内容の事業について、　 年　 月　 日

に説明を受け、事業内容を十分理解しましたので、この内容を前提として、下記のとおり事業を行うことに同意します。

なお、同意したことを証するため、ここに署名押印します。

記

１　事業区域の位置　　精華町大字

２　土地使用の同意期間　　　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで

３　同意する土地の一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の表示 | 地　目 | 面積（公簿） | 備　　　考 |
| 大字 | 地　番 |
|  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  | ㎡ |  |

備考

１　土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は，備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

２　土地の所有者、占有者及び管理者の印鑑登録証明書を添付すること。

年　　　月　　　日

 　　土地の　所有者　占有者　管理者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

別記様式第９号（第８条関係）

誓約書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　私は、土砂等による土地の埋立て等事業を施行するにあたり、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を遵守することを誓い、条例に違反した場合は、町長の指示に服することを誓約いたします。

注　印鑑登録がなされている印を押印すること。また､事業主等が法人である場合には､当該法人の登記事項証明書を添付すること。

別記様式第１０号（第８条関係）

精華町暴力団排除条例に関する誓約書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

事　業　主　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

事業施行者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

私は、精華町暴力団排除条例第２条第４号に該当する者でないことを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、町が必要と認める場合には、警察に対し調査及び確認又は情報の提供をすることについて承諾します。

役員名簿（法人の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名（漢字） | 氏名（ふりがな） | 役職名 | 生年月日 | 性別 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考　役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、役員名簿を添付すること。

別記様式第１１号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業（許可・不許可）決定通知書

　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで事業許可申請のあった事業については、下記のとおり（許可・不許可）の決定をしたので、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第９条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 事業の期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 許可条件又は不許可の理由 |  |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、精華町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、精華町を被告として（訴訟において精華町を代表する者は精華町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第１２号（第１２条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業開始（再開）届

　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

届出者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

土砂等による土地の埋立て等事業を開始（再開）したいので、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１５条の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可を受けた事業の許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　　　　第　　　号 |
| 許可を受けた事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業の開始(再開)年月日 | 年　　月　　日 |
| 事業の完了予定年月日 | 年　　月　　日 |

別記様式第１３号（第１３条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更許可申請書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付け　　　第　　　号で許可のあった事業について、事業内容に変更が生じたので、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１６条第１項の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 変更したい事項の内容 | 変更前 | 変更後 |
| 　 |  |
| 変更の理由 |  |

備考　添付資料は、提出済みの精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第８条で規定する書類のうち、変更があったものについて添付してください。

なお、変更書類は変更前と変更後の内容が対比して分かるように作成してください。

別記様式第１４号（第１４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更（許可・不許可）決定通知書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け　　　第　　　号で変更許可の申請があった事業について、下記のとおり（許可・不許可）の決定をしたので、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第１４条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更事項 |  |
| 変更内容 |  |
| 許可の条件又は不許可の理由 |  |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、精華町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、精華町を被告として（訴訟において精華町を代表する者は精華町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第１５号（第１６条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更届

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

申請者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付け　　　第　　　号で事業許可のあった事業について、下記のとおり変更したので、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１７条の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
| 　 |  |
| 変更の理由 |  |

備考　添付資料は、提出済みの精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第９条で規定する書類のうち、変更があったものについて添付してください。

なお、変更書類は変更前と変更後の内容が対比して分かるように作成してください。

別記様式第１６号（第１７条関係）

土　砂　等　搬　入　届

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

届出者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

土砂等による土地の埋立て等の事業に伴い土砂等を搬入するので、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１８条第１項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　　　　第　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 土砂等の採取場所 |  |
| 地質検査の資料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真 | 別紙のとおり |
| 土砂等が発生する工事の名称等 |  |
| 土砂等の搬入予定量 | ㎥（うち、今回の搬入量　　　　　　　㎥） |
| 土砂等の搬入期間 | 　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 土砂等の運搬事業者名 |  |

別記様式第１７号（第１７条関係）

土　砂　等　発　生　元　証　明　書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

発生元事業者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

次の工事現場から発生する土砂等について、次のとおり処分することを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項の廃棄物ではありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂等が発生する工事の場所 |  |
| 土砂等が発生する工事の発注者 |  |
| 土砂等が発生する工事の施工期間 | 　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 当該工事に係る土砂等の発生量 | ㎥（うち、処分契約量　　　　　　　㎥） |
| 今回の証明に係る土砂等の量 | ㎥ |
| 計量証明書等の有無 |  |
| 発生土砂等の区分 |  |
| 発生した土砂等の運搬をする者の住所及び氏名 | 住所氏名 |
| 発生した土砂等の処分をする者の住所及び氏名 | 住所氏名 |

備考　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）別表第１に規定する区分を記載すること。

別記様式第１８号（第１７条、第２０条関係）

地　質　分　析　試　料　採　取　調　書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

届出者　　住　　所

氏　　名

　　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

別紙、計量証明書等の試験試料については、次のとおり採取しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　　　　第　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 試料番号及び試料の名称 | 　試料番号№　　　　　　試料名 |
| 報告区分 | □搬入（規則17条届出）　　　　□定期（規則20条報告・3月/回）□廃止・中止（規則20条報告・指定日）□完了（規則20条報告・指定日） |
| 試料採取年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 試料の採取場所及び状況 | 　別紙、採取場所位置図及び採取状況説明図並びに添付写真のとおり |
| 試料の採取者 | 住所（所在地）所属　　　　　　　　　　　　　　　職氏名　　　　　　　　　　　　　　　連絡先 |
| 採取日の天候 |  |
| 備考 |  |

備考　試料番号は、現場での試料採取時における写真、計量証明書の資料の名称等に付する番号と一致すること。

別記様式第１９号（第１８条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業状況報告書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

報告者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

土砂等による土地の埋立て等事業の状況について、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第１９条の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | ㎡（うち、実施済面積　　　　　　　㎡） |
| 事業に使用される土砂等の量 | ㎥（うち、実施済搬入量　　　　　　　㎥） |
| 今回の報告期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 採取場所及び排出事業者 | 搬入予定(計画)量 | ①前回までの搬入合計量 | ②今回搬入量 | ③（①＋②）搬入合計量 | (一時堆積)④今回搬出量 | (一時堆積)⑤(③-④)土砂等残量 |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |
|  | ㎥ | ㎥ | ㎥ | ㎥ |

備考　採取場所及び排出事業者の欄は、許可申請書に添付した別紙２の採取場所・排出事業者名を記入すること。

別記様式第２０号（第２０条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業地質分析結果報告書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

報告者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

地質分析試験を行ったので、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２０条第１項の規定により結果を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | ㎡（うち、実施済面積　　　　　　　㎡） |
| 報告区分 | □定期（規則20条報告・3月/回）□廃止・中止（規則20条報告・指定日） □完了（規則20条報告・指定日） |
| 土砂等の採取年月日、場所及び状況 | 別紙、地質分析試料採取調書のとおり |
| 地質分析結果 | 別紙、計量証明書等のとおり |

別記様式第２１号（第２１条関係）

土地の埋立て等事業実施表示板

|  |
| --- |
| 土地の埋立て等事業実施表示板 |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　　号 |
| 許可を受けた者 | 住所氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | ㎡ |
| 事業の期間 | 自　　　　　年　　月　　日至　　　　　年　　月　　日 |
| 土砂等発生場所及び予定数量 | 発生場所予定数量　　　　　　　　　　　　㎥ |
| 事業主(発注者) | 住所氏名連絡先電話番号（昼）　　　　　　　　　　（夜） |
| 事業施行者(工事請負者) | 住所氏名連絡先電話番号（昼）　　　　　　　　　　（夜） |
| 施工管理者 | 住所氏名連絡先電話番号（昼）　　　　　　　　　　（夜） |

備考

　１　標識の大きさは、縦９０センチメートル以上、横９０センチメートル以上とすること。

　２　標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。

　３　標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。

　４　標識の設置に当たっては、町長と協議した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

別記様式第２２号（第２１条関係）

危険防止表示板

|  |
| --- |
| 立ち入り禁止　この土地については、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けて、土砂等の搬入を行っています。　大変危険ですので中に入らないでください。氏名事業主住所 |

備考

　１　標識の大きさは、縦９０センチメートル以上、横９０センチメートル以上とすること。

　２　標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。

　３　標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。

　４　標識の設置に当たっては、町長と協議した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

別記様式第２３号（第２２条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

報告者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

土砂等による土地の埋立て等事業を廃止（中止）したので、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２２条第２項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | ㎡（うち、実施済面積　 　　　　　　㎡） |
| 事業に使用される土砂等の量 | ㎥（うち、実施済搬入量　　　　　　　㎥） |
| 事業期間 | 計画期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 廃止日 | 年　　月　　日 |
| 中止期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 事業を廃止した場合は、事業区域の構造 | 別添、図面のとおり |
| 事業を中止した場合は、事業で使用した土砂等の事業区域以外への崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 | 別添、図面のとおり |

別記様式第２４号（第２２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）確認通知書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで届け出のあった土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届について、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２２条第１項の規定による対策が講じられていないことが認められることから、同条第４項の規定により通知しますので、速やかに対策を講じてください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業の廃止（中止）日 | 年　　月　　日 |
| 事業の廃止（中止）確認日 | 年　　月　　日 |
| 土砂等による災害の防止に必要な措置の内容 |  |

別記様式第２５号（第２３条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業完了届

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

報告者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

土砂等による土地の埋立て等事業が完了したので、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２３条第１項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　第　　　　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | ㎡（うち、完了面積　　　　　　　㎡） |
| 事業に使用される土砂等の量 | ㎥（うち、完了の量　　　　　　　㎥） |
| 事業期間等 | 計画期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 完了日 | 年　　月　　日 |
| 完了した事業区域の構造 | 別添、図面のとおり |

別記様式第２６号（第２３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで届け出のあった土砂等による土地の埋立て等事業完了届について、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２３条第２項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | ㎡（うち、完了面積　　　　　　　㎡） |
| 事業の完了日 | 年　　月　　日 |
| 完了確認年月日 | 年　　月　　日 |
| 許可内容適合確認 | □ | 条例第１３条の許可基準及び条例第１４条の許可条件に適合していると認め、事業の完了を確認しました。 |
| □ | 条例第１３条の許可基準及び条例第１４条の許可条件に適合していないため、条例第２３条第３項の規定により、以下のとおり必要な措置を講ずること。（措置内容） |

別記様式第２７号（第２４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

あなたが行っている　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号の許可事業について、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２５条第１項の規定により、下記のとおり事業の停止を命じます。

記

１　停止期限　　　　　　　年　　月　　日

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、精華町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、精華町を被告として（訴訟において精華町を代表する者は精華町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第２８号（第２４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業撤去（中止）命令書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

あなたが精華町　　　　　　　　　　　　　　　で行った土砂等による土地の埋立て等については、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２５条第２項及び第３項の規定により、下記のとおり撤去（中止）することを命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　号 |
| 処分該当条項 | 条例第２５条第２項 | □　条例第１１条第１項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分 |
| □　条例第１６条第１項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分 |
| 条例第２５条第３項 | □　条例第１３条第第１項第　　号の基準に適合しないことによる処分 |
| □　条例第１４条第２項第　　号の規定違反による処分 |
| 命令の内容 | □土地の埋立等の中止　□土砂等の全量撤去　□土砂等の一部撤去 |
| 撤去期限又は中止期限 | 　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、精華町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、精華町を被告として（訴訟において精華町を代表する者は精華町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第２９号（第２４条、第２６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

あなたが精華町　　　　　　　　　　　　で行った土砂等による土地の埋立等については、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２５条及び第２７条の規定により、下記のとおり事業に使用された土砂等による災害の防止に必要な改善措置を講ずることを命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　第　　　号 |
| 処分該当条項 | 条例第２５条第１項 | □　土砂等の災害の防止に緊急の必要があることによる処分 |
| 条例第２５条第２項 | □　条例第１１条第１項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分 |
| □　条例第１６条第１項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分 |
| 条例第２５条第３項 | □　条例第１３条第１項第　　号の基準に適合しないことによる処分 |
| □　条例第１４条第２項第　　号の規定違反による処分 |
| 条例第２７条 | □　条例第２２条第５項の規定違反による処分 |
| □　条例第２３条第３項の規定違反による処分 |
| □　条例第２６条第２項の規定違反による処分 |
| 改善箇所 |  |
| 改善方法 |  |
| 措置完了期限 | 　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、精華町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、精華町を被告として（訴訟において精華町を代表する者は精華町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第３０号（第２５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで許可した精華町土砂等による土地の埋立て等事業については、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２６条第１項の規定により、下記のとおり当該許可を取り消したので、この旨通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 事業の期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 処分該当条項 | 条例第２６条第１項　　　　号 |
| 取消しの理由 |  |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、精華町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、精華町を被告として（訴訟において精華町を代表する者は精華町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第３１号（第２８条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業内容等報告書

年　　月　　日

（宛先）

精華町長　様

報告者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては主たる事業所の

所在地、名称及び代表者の氏名

土砂等による土地の埋立て等事業の施行状況等について、下記のとおり精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第２９条の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　第　　　　　　号 |
| 事業の種類 | □埋立て　　　□盛土　　　□堆積　　　□一時堆積 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 今回の報告に係る期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 施行状況等 |  |

別記様式第３２号（第３１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書

　　　　　　　　　　　様

精華町長　　　　　　　　　印

あなたが所有等をする土地で行われている　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号の許可事業について、精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第３３条第１項又は第２項の規定により、下記のとおり事業の改善をすることを勧告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可事業者 | 住所氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の位置 | 精華町大字 |
| 事業区域の規模 | ㎡ |
| 処分該当条項 | 第３３条第　　項に該当 |
| 改善箇所 |  |
| 改善方法 |  |
| 改善完了期限 | 　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、精華町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、精華町を被告として（訴訟において精華町を代表する者は精華町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。